

## 【消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
No.1	<p>・防火対象物又は危険物施設に設置されている既存の二酸化炭素消火設備を改正後の技術上の基準に適合するように改修する場合、手続の際に軽微な工事として扱ってもよいものか。消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査について具体的にお示してほしい。</p> <p>・危険物施設に設置されている既存の二酸化炭素消火設備を改正後の技術的基準に適合するように改修する場合、変更許可が必要な工事となるか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・消防法第 17 条に基づき防火対象物に設置されている二酸化炭素消火設備を改正後の技術上の基準に適合するよう改修する場合の着工届並びに設置届及び消防検査の取扱いについては、別途通知する予定です。</p> <p>危険物施設に設置されている二酸化炭素消火設備については、今回の改正は適用しないこととしており、追って措置する予定です。</p>	無
No.2	<p>・閉止弁を設置した場合には、ガス容器から閉止弁までの気密試験(の義務付け)も必要ではないか。</p>	<p>・閉止弁は、改正後の消防法施行規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ハ)において消防庁長官が定める基準(不活性ガス消火設備の閉止弁の基準)に適合するものを設けることとしております。その基準では気密試験に適合することを求めています。</p> <p>また、閉止弁の設置に係る工事が完了した場合には、「消防用設備等の試験基準の全部改正について(平成 14 年 9 月 30 日消防予第 282 号)」及び「消防用設備等の試験基準に係る運用について(平成 14 年 9 月 30 日消防予第 283 号)」に基づき、気密状況の試験を行うこととされています。</p> <p>さらに、閉止弁の設置後において、閉止弁又は配管の気密不良が発生する原因としては、何らかの要因による閉止弁又は配管の変</p>	無

	<p>・既存消火設備の配管ラインに後付けした場合、高圧ガス保安法に基づく変更許可申請または変更届などの手続きが必要になるのではないかと。経産省と協議して消防(または国)から事業者及び各関係機関に周知が必要と思われる。</p>	<p>形、損傷、腐食等が想定されます。これらを防止するため、点検基準に定める点検項目では、連結管及び集合管の変形、損傷、著しい腐食等に係る項目に加え、閉止弁の変形、損傷、著しい腐食等に係る項目が定められています。</p> <p>・高圧ガス保安法に基づく手続きの周知については、必要に応じて経済産業省と協議します。</p>	
No.3	<p>・今回の改正に伴って、「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて(通知)」(平成9年8月19日付け消防予第133号・消防危第85号)において示された安全対策上のガイドラインも見直しまたは廃止等がされるのか。</p> <p>・消防法施行規則の一部を改正する省令の附則第2条の「その部分」とは消防法施行令第13条において不活性ガス消火設備の設置を求められている部分であり、危険物施設に設置されている二酸化炭素消火設備は該当しないのか。 【個人】</p>	<p>・「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて(通知)」(平成9年8月19日付け消防予第133号・消防危第85号)において示された安全対策上のガイドラインを見直し、通知する予定です。</p> <p>・「その部分」とは、消防法施行令第13条第1項において不活性ガス消火設備の設置が求められている部分です。 なお、危険物施設に設置されている二酸化炭素消火設備については、今回の改正は適用しないこととしており、追って措置する予定です。</p>	無

<p>No.4</p>	<p>これから新築する駐車場等には二酸化炭素消火設備を使用しないよう規制するなど、二酸化炭素消火設備そのものの廃止に関する検討が足りないと思われるが、消防庁としての見解を聞きたい。 同種災害の根絶のため、対処療法ではなく、本質的な対策を導入するようにすべきである。 具体的にどのように検討したのかを示していただきたい。</p> <p>ほか同旨2件</p>	<p>「二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策に関する検討結果報告書」では、「二酸化炭素消火設備による事故を防止するための本質的な対策としては、二酸化炭素以外の消火剤を使用していくことが重要である。」と記載されているとおり、二酸化炭素以外の消火剤へ切替えることも、検討会では検討されました。</p> <p>しかし、同報告書では、「不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備(中略)は、技術基準において、消火剤の性能等に応じて設置できる場所の用途や建物規模等を定めており、貯蔵容器を変更するだけでは、消火剤の切替えが出来ないといった技術的な課題がある」とも指摘されています。その上で、二酸化炭素消火設備の新規設置の抑制や既存の二酸化炭素消火設備の消火剤の切替えを推進するためには、特に技術的要件を整理した上で、二酸化炭素以外を消火剤とした消火設備の設置場所の制限や消火剤の放射時間の制限を緩和していくことについて引き続き検討していくべきであるとされています。</p> <p>このことを踏まえ、消防庁では、引き続き、技術的課題に係る検討を進めることとしています。</p>	<p>無</p>
-------------	---	--	----------

No.5	<p>【二酸化炭素消火設備】</p> <p>1 遡及設備に該当することにより、消防本部では、現在設置されている設備の調査・指導が必要になる。また、R6.3.31 まで追加された「二酸化炭素消火設備に関する基準」への改修指導が必要になる。</p> <p>2 消防本部では、点検報告時、面積に関係なく資格者による点検が行われているか確認する必要がある。</p> <p>【着工・設置時の添付資料の簡素化】</p> <p>1 今回規則 31 条の3に明記されたため、これ以外の図書を添付指示できない。「その他必要となる書類等」と文言が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>【二酸化炭素消火設備】</p> <p>1 及び2について、ご意見として承ります。</p> <p>【着工・設置時の添付資料の簡素化】</p> <p>1 今回の改正は、着工届及び設置届の制度趣旨を踏まえ、国民の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、必要な添付書類の簡素化を図ったものです。</p> <p>なお、改正後の規則において届出時に添付することを要しない資料が、火災予防のために必要となる場合には、消防法第4条第1項に基づき、関係者に対して資料の提出を命じることができます。したがって、「その他必要となる書類等」といった文言は不要であると考えます。</p>	無
No.6	<p>1 閉止弁の設置、二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置、点検時にとるべき措置を定めた図書の備付けについて、施行期日令和5年4月1日から経過措置令和6年3月31日の1年間で対応するには物の入手とマンパワーが足らなくなることが懸念される。</p> <p>また、閉止弁の設置に際し、二酸化炭素消火設備の納入業者と異なる業者に設置を依頼した場合、PL法における責任が免責される場合があるため、既設の消火設備メーカーから閉止弁を取り寄せる又は取付依頼することが望ましい</p>	<p>1 閉止弁の設置に係る経過措置の期間については、消防用設備等の設置基準を強化した過去の政省令改正における周知期間や準備期間等を勘案し令和6年3月31日までと設定しています。経過措置の期間の終了間際には、閉止弁の設置等に係る工事等が混雑することも考えられることから、工業会その他の関係団体等を通じ、早期の対応を呼びかける予定としています。</p>	無

	<p>と考えます。以上のことから、容器弁点検と同様に段階的に経過措置を取ることには出来ないか。</p> <p>2 消火剤放出時の立入り制限に係る規定を定めるものについて、防火管理者の義務の認識で良いか。</p>	<p>2 規則第 19 条の 2 第 3 号に定められた消火剤放出時の立入り制限にかかる規定は、防火対象物の関係者に対する義務を規定したものであり、防火管理者に直接、新たな義務を課すものではありません。</p>	
No.7	<p>1 全域放出方式の不活性ガス消火設備(二酸化炭素を放射するものに限る。)には、起動用ガス容器を設けること、と記載があるが、既存の不活性ガス消火設備において、既存機器の性能上の問題で起動用ガス容器を設けることができない場合においても同基準が適用され、改修を必要とするものか。</p> <p>2 自動火災報知設備の感知器と連動して起動することができるものとする、とあるが、自動火災報知設備の感知器が必要ない建物や部分に不活性ガス消火設備を設置しようとする場合は、不活性ガス消火設備によって2種類の感知器を設置することで対応して差支えないか。</p> <p>また、表記は「一の火災信号は自動火災報知設備の感知器から制御盤に、他の火災信号は消火設備専用の感知器から制御盤に入る方式とするか、消火設備専用として設けた複数の感知器の火災信号が制御盤に入る方式(「AND 回路制御方式」とすること。」が望ましいのではないか。</p> <p>ほか同旨1件</p>	<p>1 起動用ガス容器の設置に係る規定は、既存の不活性ガス消火設備へは適用されません。</p> <p>2 不活性ガス消火設備専用として設けた感知器による、複数の火災信号によって起動するものとして差し支えありません。</p> <p>なお、条文は、意見公募時のもので問題ないと考えます。</p>	

<p>No.8</p>	<p>事故が相次いだということですが、具体的にどこで何件起こり、被害者は何人いらっしゃったのでしょうか？</p> <p>また、今回の改正により、この様な事故はほぼ防止できると理解してよろしいのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>令和2年12月22日に愛知県名古屋市(死者1名、負傷者10名)、令和3年1月23日に東京都港区(死者2名、負傷者1名)、令和3年4月15日に東京都新宿区(死者4名、負傷者2名)で事故が発生いたしました。</p> <p>今回の改正は、「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」において、上記の事故に限らず、過去の事故事例等を踏まえ、想定される事故要因を洗い出し、各事故要因のリスク評価を実施した結果、講じる効果が高い又は講じることが望ましいと整理された事故防止策について、義務化するものです。</p>	<p>無</p>
<p>No.9</p>	<p>1 本改正案について賛成します。しかしながら、本改正案施行後においても、二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備では、誤放射による人的被害が皆無とはならないと考え、近い将来、下記のようなシステムを導入した消火設備となることを望みます。</p> <p>1)防護区画内に人の存在を検知している場合、いかなる場合でも消火剤を放射しないシステム。</p> <p>2)AIやIOT等のデジタル技術を導入し、火災時以外は消火剤が放射されないシステム。</p> <p>3)消火剤が放射されるまでの時間が明確になるような音声警報とし、その時間が防護区画内に表示されるシステム。</p> <p>4)防護区画内に非常停止スイッチ等の緊急停止装置を設ける。</p> <p>2 「二酸化炭素消火設備に関する基準の追加」にある制御盤付近に備えておくことされる「設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手</p>	<p>1 御意見として承ります。</p> <p>2 「設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書」の内容については、別途通知する予定です。</p>	<p>無</p>

	<p>順を定めた図書」とは、具体的にいかなるものか、お示しいただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【サンコー防災株式会社】</p>		
No.10	<p>費用負担が難しい設置者に対する財政的な支援等についてご検討いただき、実効性を高めていただきますよう、よろしくお願ひ致します。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人 東京都高圧ガス保安協会】</p>	御意見として承ります。	無
No.11	<p>不活性ガス消火設備の閉止弁の基準  第二 構造及び機能  四 開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。  第六 作動試験  二 閉止の状態での閉止の旨の信号が発せられること。  三 開放の状態での閉止の旨の信号が発せられること。  (意見)  既存の二酸化炭素消火設備制御盤に関しては、閉止弁の開放、閉止を受信、移報、表示する機能が組み込まれていないものが殆どであるが、機能が組み込まれていない場合は、閉止弁の開放、閉止を受信、移報、表示できる制御盤</p>	不活性ガス消火設備の閉止弁の基準の施行の際、現に存する防火対象物等に設置された二酸化炭素消火設備に対して、令和6年3月31日までに新たに閉止弁を設ける場合は、同基準第2第4号並びに第6第2号及び第3号以外の規定に適合するものについては、告示に適合するものとみなすこととしています。	無

	<p>への交換をする旨の基準が明記されていないが、明記して頂かないと、解釈によっては曖昧な対応となってしまいます。</p> <p>以上、御確認をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニチボウ】</p>		
<p>No.12</p>	<p>1 もしも「閉止弁」を閉止した状態で誤放出があった場合、閉止弁以外の場所にも、相当な圧力がかかり、ボンベ室内が危険な状態にさらされることとなるため集合管と閉止弁との間に、人のいない安全な場所に消火剤が排出されるように、「逃し配管及び逃し弁」の設置を義務付けるべきではないでしょうか？</p> <p>2 その他、事故防止の安全対策として、いくつか提案させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボンベ室での操作等により、点検中となった場合は、その旨を知らせる表示灯、パトランプ等を、防護区画入口付近に設ける。(音声の流れればなお良い)</li> <li>・受信機等にも「閉止弁閉止中」「点検中」等の信号が表示されれば、関係者にも通知することが可能となるのではないのでしょうか。</li> <li>・万が一、消火薬剤が誤放出されたしまった場合に、排出ファンで屋外にガスを排出することとなるが、どのタイミングで立入可能になるかわからないので、防護区画内に「酸素濃度計」等を設置することが必要と考えます。</li> <li>・弊社では、二酸化炭素消火設備については、人命に関</li> </ul>	<p>1 配管内の圧力が高まった際に、配管を守るために消火剤を配管外へ逃す安全装置を設けることは既に義務付けられています。</p> <p>2 御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>る設備ということで、特に重点的に講習を行います。また、現場作業中においても、手順を守っているか、チェックシートを用い、2人以上のチェック体制で実施しています。手順さえ間違えなければ、少なくとも死亡事故は防げると考えますので、公的機関の講習等におかれましても、教育の徹底が望まれます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
No.13	<p>規則 19 条の 2 一 項イ、二 項の規定について、機械式駐車場以外の防護区画(受変電室、コンピュータールーム等)の日常巡視点検は対象外として頂きたい。</p> <p>機械式駐車場以外の防護区画内には、日常巡視点検の為に施設係員が高頻度で(受変電室や電気室では毎日)立ち入ることから、閉止弁、自動手動切り替え装置の戻し忘れにより、火災が発生した際に設備が機能しない恐れがあると考え。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>閉止した閉止弁等を再度開放することを忘れることを防止するため、工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合以外の場合は、閉止弁が開放された状態であることを維持すること等を防火対象物の関係者の義務として規定することとしています。</p> <p>また、今後関係マニュアル等を示すなどにより、防火対象物の関係者に対し注意喚起を図ることで、火災が発生した際に設備が機能しないことを防止していきます。</p>	無
No.14	<p>1 新設される省令第 19 条の 2 第 1 号イの案の対象について</p> <p>新設される省令第 19 条の 2 第 1 号イの案では、「工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、(閉止弁が)閉止された状態であること。」とされています。</p> <p>これは「二酸化炭素消火設備に係る『工事、整備、点検その他の特別の事情』により防護区画内に立ち入る場合」</p>	<p>1 二酸化炭素消火設備以外の工事、整備、点検のために防護区画内に人が立ち入る場合も想定しています。</p>	無

<p>だけを想定していますか？</p> <p>それとも、「二酸化炭素消火設備『以外』の『工事、整備、点検その他の特別の事情』により防護区画内に立ち入る場合」も想定していますか？</p> <p>2020年12月から2021年4月までの事故には、「二酸化炭素消火設備『以外』を対象とした設備等の作業中」の事故も含まれています。</p> <p>条文の構成上は、二酸化炭素消火設備「だけ」を対象としていると考えるのが自然です。</p> <p>しかし、今回は「2020年12月から2021年4月にかけて全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえた改正」と報道資料に記載されていたので、どこまで想定しているのか気になりました。</p> <p>2 省令第19条第5項第19号イ(ホ)の標識に表示する内容の追加案</p> <p>消防用設備等を「そもそも知らない人」に対しても注意喚起するために、次のことも記載した方がよいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火設備に関係ないものの作業時にも閉止弁を閉鎖する旨</li> <li>・作業後は閉止弁を復旧(開放)する旨</li> </ul> <p>実際、近年の事故では、「二酸化炭素消火設備『以外』を対象とした設備等の作業中」の事故も含まれています。</p> <p>なお、省令第19条第5項第19号イ(ホ)の案では、</p>	<p>2 工事、整備、点検その他特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合に閉止弁が閉止された状態に維持すること、その他の場合は、閉止弁が開放された状態に維持することについては、防火対象物の関係者の義務として規定することとしています。また、消火設備に直接関係しない工事等の作業を含め、作業に際しての閉止弁の閉止及び復旧の徹底について、関係マニュアル等を示すなどにより、注意喚起を図ることとしています。</p> <p>なお、閉止弁を閉止していることによって、「間違って感知器用の配線を切断する」といった間違った作業をした場合でも防護区画内に二酸化炭素は放出されません。</p>	
---	--	--

<p>・二酸化炭素の危険性  ・二酸化炭素消火剤が放出された場合に立ち入らないこと</p> <p>を表示した標識を設けることとされています。</p> <p>しかし、これだけだと、「間違って感知器用の配線を切断する」「熱感知器を変形させて(接点を閉じて)作動させる」といった間違った作業をした場合に、また死亡事故が発生する危険性があると思われました。</p> <p>3 設置届出書における「使用機器の『型式番号』や『認定番号』」の扱いについて</p> <p>使用機器の「型式承認に係る型式番号」や「認定番号」は「届出上必要な内容」に含まれますか？(試験結果報告書や平面図等の見やすい位置(備考欄等)に記載する等)</p> <p>設置届出書に添付する必要がある書類を明確化した省令案(第31条の3)では、次のものは含まれていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用機器図 <ul style="list-style-type: none"> <li>→一般的には機器メーカーが作成したもので、型式番号、認定番号等が記載されている</li> </ul> </li> <li>・設備、器具ごとの概要表 <ul style="list-style-type: none"> <li>→消防設備安全センターが作成した参考様式のうち、自動火災報知設備用は「型式承認に係る型式番号」を記載する欄がある</li> </ul> </li> </ul>	<p>3 消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものについては、当該基準に適合する旨(消防法施行規則第31の4に基づく認定を受けたものにあつては、その旨及び必要に応じて施工等の条件)を平面図や計算書に記載すべき事項として整理することとしています。今後、提出を求める図面に記載すべき事項については、別途周知する予定です。</p>	
--	---	--

	<p>例えば、「規格省令が改正された結果、『新基準が遡及適用される場合』」には、消防本部等において、改修すべき対象数を調査する資料の一つとして「型式番号等」が使われると思われます。</p> <p>※参考   過去には自動火災報知設備の受信機に「地区音響装置の再鳴動機能が付いているか」を判断するためにも使われたと思われます。</p> <p>必要な届出内容に「型式番号」が含まれていたり、消防本部や消防署から「型式番号」を届出内容に含めるように求められるなら、届出者や代理人としては、次のいずれかの方法等により対応する必要が生じると思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ使用機器図を添付する</li> <li>・概要表、試験結果報告書若しくは平面図等に型式番号を記載する(転記ミスが発生しやすいのでなるべく避けたい)</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
--	--	--	--

○意見提出者数: 17 件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが4件ありました。

※3 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見をとりとまとめる等の整理をしております。